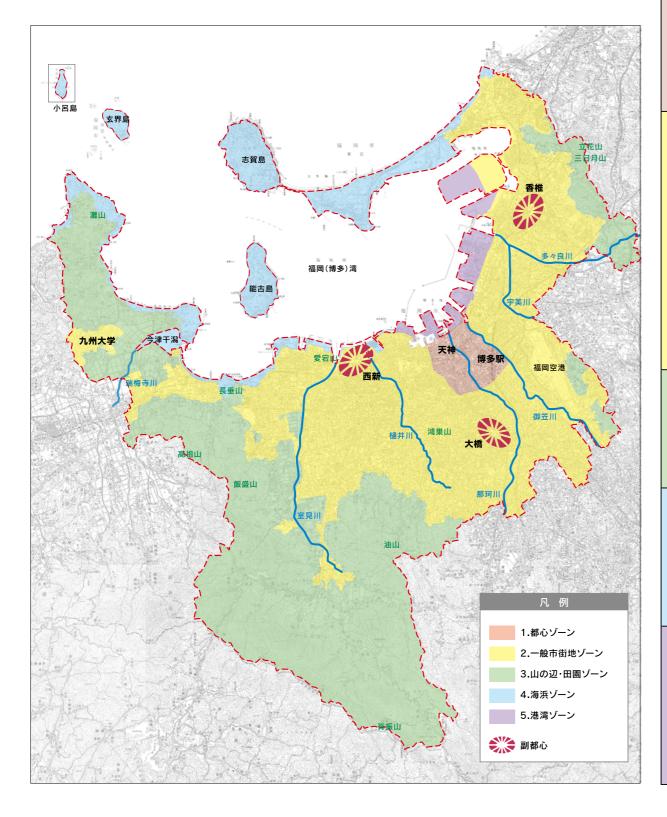
# 第2節 地域特性を活かした景観形成方針

5つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。



| 都心ゾーンの景観形成方針             | <ul> <li>・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するとともに旧博多部の歴史的なまちなみが残る地区であり、天神地区や博多駅周辺地区あるいは御供所地区については、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。</li> <li>・聖福寺や櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。</li> <li>・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となる駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。</li> <li>・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域と行政と共働で歩いて楽しい歩行者空間の魅力的な景観づくりに努めます。</li> <li>・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。</li> </ul> |
|--------------------------|--|
| 一般市街地 ゾーン の景観形成方針        | <ul> <li>舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりとすすめるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりをすすめます。</li> <li>多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備をすすめ、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。</li> <li>副都心地区では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観形成に努めます。</li> <li>九州大学学術研究都市においては、知の拠点にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。</li> <li>地域拠点地区では、それぞれの景観特性に応じて、歴史的資源の活用や、新たなまちづくりの機会をとらえ、賑わいと潤いある景観づくりに努めます。</li> <li>その他の地区では、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働ですすめます。</li> <li>建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します</li> </ul>  |
| 山の辺・田園<br>ゾーン<br>の景観形成方針 | <ul><li>・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。</li><li>・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を活かした景観づくりに努めます。</li><li>・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。</li></ul>  |
| <b>海浜ゾーン</b> の景観形成方針     | <ul> <li>・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。</li> <li>・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。</li> <li>・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。</li> <li>・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。</li> </ul>  |
| <b>港湾ゾーン</b> の景観形成方針     | <ul> <li>・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。</li> <li>・中央ふ頭、博多ふ頭においては、アジアから多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。</li> <li>・アイランドシティ及び香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。</li> </ul>  |

# 第3章 大規模建築等に関する事項

## 第1節 届出対象行為

下記に示す規模の大規模建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更を届出対象とします。

|  | 届出対象規模                     |  |  |  |
|--|----------------------------|--|--|--|
| 建築物  | 都心ゾーン<br>一般市街地ゾーン<br>港湾ゾーン | 高さが 31 mを超え、または延べ<br>面積が 10,000㎡を超えるもの |  |  |
| 物<br> <br> <br>                            | 山の辺・田園ゾーン<br>海浜ゾーン         | 高さが 10m を超え、または延べ<br>面積が 1,000㎡を超えるもの  |  |  |
| 工作物  | 都心ゾーン<br>一般市街地ゾーン<br>港湾ゾーン | 高さが 31 mを超えるもの                         |  |  |
| 物<br> <br> <br>                            | 山の辺・田園ゾーン<br>海浜ゾーン         | 高さが 10m を超えるもの                         |  |  |
| 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの             |                            | 幅員が 10 mを超え、または長さ<br>が 30 mを超えるもの      |  |  |
| 都市計画法第9条17項及び建築基準法第58条に基づく<br>地区の緩和に該当するもの |                            |  |  |  |
| 建築   | 基準法第 59 条の 2 に             | <br>基づく総合設計に該当するもの                     |  |  |

上記の届出対象行為のすべてを、景観法第十七条に規定される特定届出対象行為とします。

## 第2節 大規模建築物等に関する行為の制限

## 全ゾーン共通



| 対象    | 行為の制限  |
|-------|--|
| 規模・配置 | <ol> <li>周辺の自然環境やまちなみと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。</li> <li>地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。</li> <li>前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。</li> </ol>   |
| 形態・意匠 | <ol> <li>主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。</li> <li>建築物等の上部は、本体やまちなみと調和のとれた形態となるように努める。</li> <li>外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。</li> <li>歴史的建築物等が多い場合には、まちなみとの調和を図る。</li> <li>高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。</li> <li>地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。</li> </ol> |
| 建築設備等 | <ol> <li>屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。</li> <li>共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。</li> <li>室外の空調機や物干し金物等をバルコニーへ設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。</li> <li>配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。</li> <li>建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。</li> </ol>                              |
| 付属施設  | <ul><li>1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。</li><li>2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。</li></ul>   |
| 外構    | <ol> <li>敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。</li> <li>生垣やシンボルツリー等によりまちなみの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。</li> <li>塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。</li> <li>駐車場はまちなみの連続性、雰囲気をこわさないよう、その形態や位置、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。</li> <li>前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。</li> </ol>   |
| 夜間景観  | <ol> <li>周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。</li> <li>LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。</li> <li>ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。</li> <li>サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。</li> </ol>   |
| 屋外広告物 | 1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。   |
| 色彩    | 1. 別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合するものとし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。   |

# 都心ゾーン



| 対象    | 行為の制限   |  |
|-------|---|--|
| 形態・意匠 | <ol> <li>商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。</li> <li>商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。</li> <li>那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。</li> </ol> |  |
| 外構    | 1. オープンスペースをできる限り確保し、パブ<br>リックアートを設置する等、魅力的な景観づ<br>くりに配慮する。   |  |
| 夜間景観  | 1. 歩行者空間に賑わいをもたらす夜間景観の形成に努める。   |  |
| 屋外広告物 | 1. 可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい 形成に配慮する。   |  |

# 一般市街地ゾーン



| 対象    | 行為の制限  |
|-------|--|
| 規模・配置 | <ol> <li>まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、<br/>周囲への圧迫感の軽減に配慮する。</li> <li>大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺で<br/>は、公園等からのみえ方に配慮した高さ・規<br/>模とする。</li> </ol> |
| 形態・意匠 | 1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え<br>方に配慮した意匠とする。   |
| 夜間景観  | 1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。  |
| 屋外広告物 | 1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観<br>阻害要因とならないよう高さや規模に配慮す<br>るとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。   |

# 山の辺・田園ゾーン



| 対象    | 行為の制限  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 規模・配置 | 1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。   |  |  |
| 形態・意匠 | <ol> <li>周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。</li> <li>高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。</li> </ol> |  |  |
| 夜間景観  | 1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。  |  |  |
| 屋外広告物 | 1.屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。                                      |  |  |

# 海浜ゾーン



| 対象    | 行為の制限  |  |
|-------|--|--|
| 規模・配置 | 1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。                          |  |
| 形態・意匠 | <ol> <li>海からの見え方に配慮した意匠に努める。</li> <li>周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。</li> </ol> |  |
| 夜間景観  | 1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。  |  |

# 港湾ゾーン



| 対象    | 行為の制限   |  |  |
|-------|---|--|--|
| 規模・配置 | 1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。   |  |  |
| 形態・意匠 | 1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。 |  |  |
| 夜間景観  | 1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。                         |  |  |

### 第3節 色彩に関する景観形成基準

#### ゾーン区分

### 行為の制限

建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、 次のいずれかに該当する場合を除き、建築物は各ゾーンに応じ表B、Cのと おりとし、工作物は表Aのとおりする。

### 全ゾーン 共通

- ・アクセント色として効果的に使用する場合で、各面の見付面積の10%以 内のもの。
- ・自然素材に彩色を施さずに使用するもの。
- ・地域の良好な景観の形成に資するもので市長が都市景観形成上支障がない と認めるもの。

### 表A 工作物の外観の色彩の基準

| 彩度  | 明度 |
|-----|----|
| 3以下 | _  |

※色相、明度、彩度は、マンセル値による。 ※無彩色については、明度基準を適用する。

### 都心ゾーン 港湾ゾーン

#### 表B 建築物の外観の色彩の基準

| 彩度  | 明度 |  |
|-----|----|--|
| 6以下 | _  |  |

# 一般市街地

# ゾーン

山の辺・田園 ゾーン

海浜ゾーン

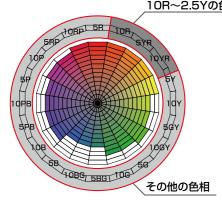
#### 表C 建築物の外観の色彩の基準

| <br>建物の部分 | 彩度         |     | 明度           |
|-----------|------------|-----|--------------|
| 建物の部分     | 10R ∼ 2.5Y | その他 | 別反           |
| 高層部       | 4以下        | 2以下 | 2以上<br>8.5以下 |
| 低層部       | 6以下        |     | 8.5 以下       |

※低層部とは、地上10m以下かつ3階以下とする。 ※海浜ゾーンにおいては、明度基準は適用しない。

### マンセル表色系の色相、明度、彩度について

10R~2.5Yの色相

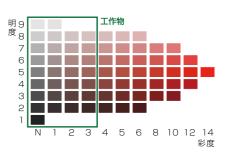


- ○色相は色合いを表します。建築物の外壁に 多く使われる赤系、黄赤系、黄系の色彩に ついては、その他の色彩よりも、使用でき る色彩が多くあります。
- ○彩度は色彩の鮮やかさを表すもので、0か ら14程度までの数値があります。
- ○明度は明るさを表すもので、0 から 10 ま での数値があります。

## 参考図 使用できる色彩の範囲について

### ① 工作物の外観の色彩基準

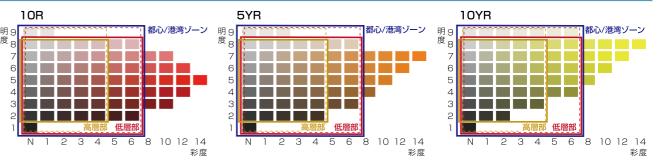
### すべての色相に共通して使用できる色彩の範囲



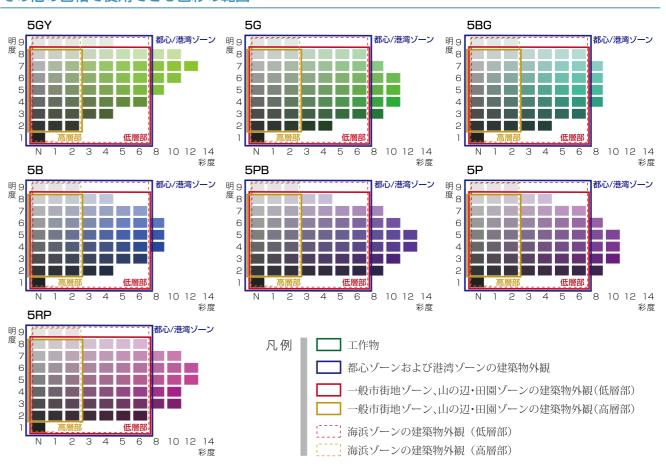
- ○枠で囲んでいる範囲が、使用を認められた 色彩の範囲です。
- ○このカラーチャートは代表的な色彩を例示 したもので、全ての色彩を示すものではあ りません。
- ○この図は印刷のため、正確な色彩ではない 場合があります。実際の色は色票により確 認してください。

### ② 建築物の外観の色彩基準

### 10R~2.5Yの色相で使用できる色彩の範囲



### その他の色相で使用できる色彩の範囲



6

## 第4章 都市景観形成地区に関する事項

### ◇指定要件と基本方針

景観の形成を重点的に図る必要性があると認める地区について、下記の指定要件及び基本方針に基づき、可能性や緊急性、実現性を備えた地区を指定していきます。

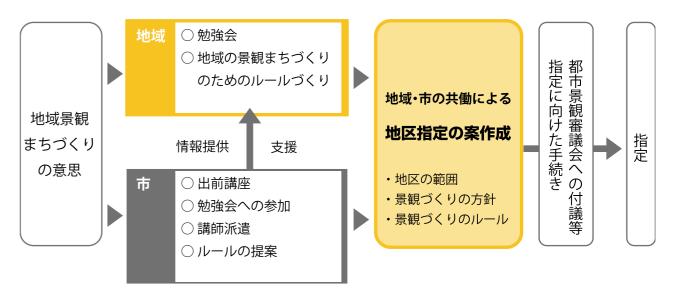
| 分類                 | 地区の指定要件   | 基本方針   |
|--------------------|---|--|
| シンボル<br>地区         | 福岡市の顔となるシンボル性の高い地区で、今後の国際化・情報化に対応する都市づくりの中心となるべき地区。   | 福岡都市圏だけでなく、九州、アジアの拠点としてアピー<br>ルできる人とまちの出会い、物語を生む都市空間を創造<br>する。   |
| 副都心地区              | 生活に欠かせない、地域の情報、文化の中心機能を持ち、地域の特性を活かし、個性を感じさせる地区。       | 生活感のある賑わいと活気のあるまちなみを形成してい く                                      |
| 自然環境地区             | 郊外の豊かな自然環境を活かし、緑と水のふれあいを<br>高めて、ゆとりと広がりのある景観の形成を図る地区。 | 豊かな自然環境を活かし、自然の美しさと人工の構造物 が調和した景観を形成していく                         |
| 歴史·伝統<br>地区        | 都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へその伝統を伝えていくべき地区。             | 地区の特徴を表現する歴史的事物の保全・活用や昔のま<br>ちなみのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく           |
| 計画的<br>まちづくり<br>地区 | 今後、大規模プロジェクトの進行が予定され、計画的<br>なまちづくりを進めていくべき地区。         | 地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を行政と民間<br>の共働で計画し実現していく                       |
| 組織的<br>まちづくり<br>地区 | 地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主<br>体の景観形成が実践可能な地区。           | 住民が自主的に、環境保全・まちなみ誘導に関する取り<br>決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、<br>維持していく |

### ◇都市景観形成地区

現行の都市景観条例に基づく都市景観形成地区4地区を景観法に基づく都市景観形成地区に移行します。

| ます。                      |    |   |  |  |
|--------------------------|----|---|--|--|
| シーサイド<br>ももち地区           | 区域 | 景観形成方針  21世紀を展望した『海に開かれた活力あるアジアの拠点都市』の創造の一環として、また、「都市景観に大きなウエイトを置いたまちづくり」を将来にわたり維持・育成していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定めます。・ウォーターフロントという特性と職・住・遊復合という特性を活かした魅力ある都市空間の形成・保全を図る。 ・近未来型の快適な海浜都市環境の形成・保全を図る。  |  |  |
| 御供所地区                    |    | 御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の共働によるまちづくりを推進していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定めます。 ・聖福寺、承天寺、東長寺等の歴史的寺社群、境内の豊かな緑、地域コミュニティを育んできた路地や太閤町割り等を活かし、歴史と文化のなかに生活と祭りが息づく都心居住地区としての魅力あるまちなみの形成及び保全を図る。 ・歴史的環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペース等の整備を進め、歴史的建造物やまちなみ等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る |  |  |
| 天神 (明治通<br>り・渡辺通り)<br>地区 |    | 都心にふさわしい,時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図ることを目的として,当地区の景観形成方針を次のとおり定めます。 ・美しさ,風格,賑わいの感じられる開かれた空間の形成を図る。 ・緑やオープンスペースのネットワークを構築することにより,快適で回遊性の高い豊かな歩行者空間の形成を図る。 ・多様な人の交流に対応し,ぬくもりが感じられ,安全で魅力あるアメニティ空間の創出を図る。   |  |  |
| 香椎副都心 (千早)地区             |    | 緑にあふれ、人が賑わい、暮らし楽しむまち「香椎副都心」を目指し、当地区の<br>景観形成方針を以下のとおり定めます。<br>・公園や広場が隣接し、花や緑に四季を感じるまち<br>・人にやさしく安全で快適に歩けるまち<br>・多様な表情・活気にあふれたまち・通りのまとまりが感じられるまち   |  |  |

### ◇都市景観形成地区指定の流れ



## (1) 届出対象行為

下記に示す行為を届出対象とします。

|    | 下記に小り行為を油工刈家としまり。   |                                |  |  |  |
|----|---|--------------------------------|--|--|--|
| 1) | 行為の種類<br>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |                                |  |  |  |
| ②  | 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更          |                                |  |  |  |
|    | ア   | 門又はへい                          |  |  |  |
|    | 1   | 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの            |  |  |  |
|    | ウ   | 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもので屋上に設置するもの |  |  |  |
|    | I   | 煙突、排気塔その他これらに類するもの             |  |  |  |
|    | オ   | 記念塔その他これに類するもの                 |  |  |  |
|    | カ   | 電波塔その他これに類するもの                 |  |  |  |
|    | +   | 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの |  |  |  |
|    | ク   | 護岸、堤防その他これらに類するもの              |  |  |  |
|    | ケ   | 街灯、照明灯その他これらに類するもの             |  |  |  |
|    |   | 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの  |  |  |  |
|    | サ   | 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの          |  |  |  |
|    | シ   | 水道、電気その他これらに類するものの供給に係る施設      |  |  |  |
|    | ス   | その他市長が指定し、告示をしたもの              |  |  |  |
| 3  | 土地の形質の変更  |                                |  |  |  |
| 4  | 木竹の植栽又は伐採   |                                |  |  |  |

7

## 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

### 第1節 景観重要建造物

歴史や文化など地域の景観を特徴づける建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観 形成上重要な価値のある建造物については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定 します。

#### 景観重要建造物の指定要件

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等(一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)で、下記に示す歴史的評価もしくは景観的評価が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。

- ①歴史的評価・歴史的価値のあるもの。
  - ・建築後50年以上経過しているもの
- ②景観的評価・歴史的な景観形成に寄与しているもの(周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的まちなみの連続性に寄与しているもの等)。
  - ・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。
  - ・地域住民等に親しまれているもの。
  - ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。
  - ・地域の主要な回遊路に面しているもの。
  - ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

## 第2節 景観重要樹木

自然、歴史、文化などからみて地域のシンボル的な存在として、都市景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについては、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

#### 景観重要樹木の指定要件

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ①樹形や樹高等美観が優れていること
- ②地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められること
- ④地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられていること

## 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

都市景観の形成上特に重要な公共施設(道路、河川、公園等)について下記に定める指定要件に基づき、 景観重要公共施設を指定します。なお、指定にあたっては、その整備に関する事項や占用許可等の基準を定め、これに即して整備又は占用を行わなければなりません。

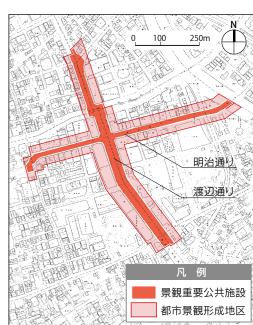
次に示す指定要件に基づき景観重要公共施設に指定します。

| 区域            | 指定要件                                |
|---------------|-------------------------------------|
| 都市景観形成地区      | ・地区内の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等)        |
| 景観計画区域        | ・市の景観形成上重要な公共施設(道路、公園、河川等)          |
| (都市景観形成地区を除く) | ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設(道路、公園、河川等) |

## 明治通り・渡辺通り(都市景観形成地区内)

### (1) 道路の整備に関する事項

- 1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、 都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都 市空間と調和する素材のものを使用する。
  - 視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、まちなみを引きたてる配置とし、自然で豊かな樹形を維持する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5)公共サインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限り集約化する。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。



# 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる都市景観形成地区においては、福岡市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。